

第31回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月23日(月) 午後1時30分～午後2時05分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(2名)

4	松岡照明	13	谷口雄記				
---	------	----	------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第142号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第143号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議題第145号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第31回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>昨年の12月には例年になく雪が降ったりして大変驚かされましたが、年が明けましてからはなんとか温暖な天気が続いております。ただ、コロナについては一向に収まりがつかない状況で、昨日、今日くらいから若干感染した方の数が減っているのかなという感じはしておるのですが、どちらにしてももうゼロにはならんだろう。with コロナでそれぞれやっていけないといけないのかなと思っております。今日は1月に入りまして第31回農業委員会総会ということですので、事前にお渡ししております資料に基づきまして慎重に審議をいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12名</u>であります。</p> <p><u>松岡農業委員、谷口農業委員、田邊推進委員、西川推進委員、塩崎推進委員、酒井推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第31回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>10番 山本 一人 委員、11番 水野 規雄 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、清家茂委員より説明願います。</p>
清家委員	<p>失礼します。議席番号9番 清家です。</p> <p>議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第142号 順位1番 説明】
清家委員	1月17日に松原推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第142号 順位1番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	失礼します。議席番号11番 水野です。 議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第142号 順位2番 説明】
水野委員	1月17日に譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第142号 順位2番 説明】
水野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位3番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	失礼します。議席番号11番 水野です。 議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第142号 順位3番 説明】
水野委員	1月17日に譲受人、譲渡人、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第142号 順位3番 説明】
水野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第142号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第143号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に ついて」を議題といたします。
議 長	順位1番について、清家茂委員より説明願います。
清家委員	議席番号11番 清家です。 議案第143号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順 位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第143号 順位1番 説明】
清家委員	1月17日に申請者代理人、松原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地 調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第143号 順位1番 説明】
清家委員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のす べてを満たすと考えます。

議 長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第143号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第143号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第4 議案第144号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。事務局の濱田です。 議案第144号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第144号 順位1番 説明】
事 務 局	1月17日に譲受人代理人、谷口農業委員、田邊推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第144号 順位1番 説明】
事 務 局	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第144号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第144号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第5 議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

	まず、順位1番から39番までを一括審議し、順位40番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から39番まで事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第145号 順位1番から39番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位1番から39番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から39番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から39番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	清家委員は退席願います。
	(清家委員 退席)
議長	それでは、順位40番から41番について事務局より説明願います。
事務局	順位40番から41番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第145号 順位40番から41番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位40番から41番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位40番から41番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位40番から41番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は清家委員を呼んできてください。
	(清家委員 着席)
議 長	高田委員は退席願います。
	(高田委員 退席)
議 長	それでは、順位42番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位42番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第145号 順位42番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位42番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位42番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位42番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は高田委員を呼んできてください。
	(高田委員 着席)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第31回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。

	議事録署名委員
	10番
	11番